



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除・5件（森林管理課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2件（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3
- 違反建築物に対する措置命令（南部土木事務所）…………… 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 6
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部情報管理課）…………… 8

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 9

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 9

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定…………… 13

告 示

沖縄県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野31番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市知念字久高中原247番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業生産施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北104番 1（次の図に示す部分に限る。）、127番
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿嘉幸地1588番 2（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
(3) 解除の理由 国立公園事業用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿嘉幸地1588番 2（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風致の保存
(3) 解除の理由 国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連南風原釜尻3807番 2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

沖縄県告示第316号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主として底魚一本釣漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業）	糸満市字喜屋武427番地 2 宮城眞得 糸満市潮崎四丁目12番地の 5 新垣哲二

沖縄県告示第317号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108

条第 2 項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
八重山加入区	主としてまぐろはえ縄漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用し て行う主としてまぐろはえ縄漁業）	石垣市新栄町50番地2 座波幸次 石垣市宇白保1794番地31市営住宅1-A 高橋拓也

沖縄県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第457号で同意の認定をした国頭加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第319号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定により、違反建築物について、次のとおり命令した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 命令された者の住所及び氏名 久米島町字仲泊1198番地 國吉修
- 命令の対象となる建築物

位置	用途	規模、構造等
久米島町字比嘉島の前原160番49	宿泊所	面積313.75㎡、鉄筋コンクリート造

- 命令内容 工事の施工の停止
- 命令理由 命令の対象となる建築物が建築基準法第6条の規定に違反する。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 処分をした年月日 平成31年 4 月 24 日
 - 商号名 カミヤプロデュース
 - 代表者名 神谷功
 - 所在地 浦添市城間一丁目 8 番19号メゾンソレイユ206号室
 - 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11683号
 - 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - 処分の原因となった事実 平成31年 3 月 11 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 処分をした年月日 平成31年 4 月 24 日
 - 商号名 有限会社中の町建材
 - 代表者名 翁長茂
 - 所在地 沖縄市八重島三丁目13番 1 号
 - 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第9957号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 株式会社誠真
- (3) 代表者名 玉城米次
- (4) 所在地 那覇市字国場386番地1 マンションパールヒル102号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12468号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 ワールド産業株式会社
- (3) 代表者名 砂川英昭
- (4) 所在地 那覇市辻1丁目2番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第2693号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 有限会社ムツミ
- (3) 代表者名 上原美枝子
- (4) 所在地 うるま市字赤野791番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第6674号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 鉄筋工業仲宗根組
- (3) 代表者名 仲宗根重光
- (4) 所在地 うるま市字江洲601番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第367号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 株式会社L I X I L 沖縄鈴木シャッター
- (3) 代表者名 垣野元宏
- (4) 所在地 宜野湾市字大謝名237番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第6817号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
- (2) 商号名 株式会社沖縄クマリフト
- (3) 代表者名 崎山明紀
- (4) 所在地 浦添市仲間一丁目30番9号1-C号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第8596号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成31年 4 月 4 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成31年 4 月 24日
(2) 商号名 有限会社牧港鉄工所
(3) 代表者名 朝谷澄
(4) 所在地 中城村字当間574番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第9417号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年 4 月 4 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年 4 月 24日
(2) 商号名 株式会社ニシダ工業
(3) 代表者名 西田伯夫
(4) 所在地 那覇市真嘉比 3 丁目 6 番 3 号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9215号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年 4 月 5 日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年 9 月 11日 沖縄県指令土第629号、平成29年12月26日 沖縄県指令土第847号（変更）、令和元年 8 月 9 日 沖縄県指令土第593号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宜保一丁目 1 番 2 の一部、1 番 6 及び 1 番 7（1 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市宜保一丁目 1 番地 1 豊見城市長 山川仁
- 5 検査済証番号 令和元年 8 月 20 日 第4576号
- 6 工事完了年月日 令和元年 8 月 14 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 電子黒板機能付プロジェクト及び関連機器
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和元年 8 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申

請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 令和元年8月30日（金曜日）から同年9月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電子黒板機能付プロジェクト及び関連機器に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電子黒板機能付プロジェクト及び関連機器（以下「機器等」という。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和2年3月31日（火曜日）

- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者
- ア 次のいずれかに該当する者
- (7) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (4) 令和元年8月30日付け沖縄県公報定期第4773号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子黒板機能付プロジェクト及び関連機器に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (6) 平成31年3月15日付け沖縄県公報定期第4727号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子黒板機能付プロジェクト及び関連機器に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和元年10月1日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和元年10月1日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和元年8月30日（金曜日）から同年9月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和元年8月30日（金曜日）から同年10月1日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年10月10日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年8月30日（金曜日）から同年10月1日（火曜日）ま

で（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和元年10月9日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和元年9月6日（金曜日）午前10時
 - イ 場所 沖縄県庁13階第2会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Projector with the Interactive whiteboard function and Tablet PC 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
March 31, 2020
 - (3) PRE-BID MEETING
Date and Time:September 6, 2019 (Friday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
 - (4) BID OPENING
Date and Time:October 10, 2019 (Thursday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
 - (5) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察WANシステム用複合機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年7月17日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オキジム 浦添市字港川458番地
- 5 契約金額 46,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 随意契約に係る物品等の名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター医療情報システム
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年 6 月 19 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
- 5 契約金額 1,177,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第167号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
 - (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和元年11月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで （令和元年11月15日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】11月15日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

- (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定す	令和元年11月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）	午前9時から午後5時まで （令和元年11月15日にあつ	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター

る警備業務	日)	ては、午後3時まで)	第4教室
	【考査】11月15日(金曜日)	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及

び指導教育責任者資格者証等の写し

- (イ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ロ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和元年 9 月 9 日（月曜日）から同月 13 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第168号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	令和元年11月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）まで	午前 9 時から午後 5 時まで（令和元年11月15日にあつては、午後 3 時まで）	那覇市西 3 丁目14番 1 号 那覇地域職業訓練センター 第 4 教室（令和元年11月14日及び15日にあつては、第 2 教室）
	【考查】11月15日（金曜日）	午後 3 時 20 分から午後 5 時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所

法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和元年11月14日（木曜日）及び15日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（令和元年11月15日においては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室
	【考査】11月15日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

- ア 新規取得講習
 - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格

者証等の写し

- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和元年9月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 石垣市
- 2 事業の種類 石垣都市計画道路事業 3・5・18号
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字平得平得	282番	宅地	宅地	736.27	738.94	134.66	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のC7、B16、PP410、P409、P408、P407、PP406、PP404、C8、R22及びC7の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鳩間昇	石垣市字平得282番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年8月8日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---